

京田辺市監査公表第1号

定期監査等の結果に関する公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査等を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和5年3月10日

京田辺市監査委員 瀧山茂樹

京田辺市監査委員 田原延行

## 定期監査等の結果に関する報告について

### 第1 監査の概要

令和4年度京田辺市監査実施方針及び年間監査計画、並びに京田辺市監査基準（令和2年京田辺市監査委員規程第3号。以下「監査基準」という。）に準拠し、次のとおり実施した。

#### 1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定による定期監査

#### 2 監査の対象

健康福祉部所管の令和4年度財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

#### 3 監査の着眼点

今回の監査は、法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、その事務が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施し、重点確認項目として定めた次の項目が適切に行われているかを確認した。

また、法第199条第2項の規定による、いわゆる行政監査の視点からも監査を行った。

#### 「重点確認項目」

- (1) 京田辺市行政改革実行計画の重点プログラム事項の進捗状況について、事業管理が適切に行われているか。
- (2) 人事異動等の事務引継ぎが十分に行われているか。
- (3) 根拠法令等に基づいて事務が執行されているか。
- (4) 意思決定のプロセスは適切か。
- (5) 出張報告書が適切に作成されているか。

- (6) 文書管理事務が適切な時期に行われているか。
- (7) 支払期日から遅れて支出しているものはないか。
- (8) 切手等の使用や保管が適切に行われているか、また郵便物を発送する際の誤発送の防止対策等が行われているか。
- (9) 個人情報を含む申請書等の管理が適切に行われているか。
- (10) 物品購入等財務に関する事務が適正に行われているか、また出納保管が適切に行われているか。
- (11) 補助金や助成金等の支出事務が交付要綱等に基づき適正に執行されているか。
- (12) 調定や徴収等の収入に関する事務が適切に行われているか、また債権管理事務が適切に行われているか。
- (13) 公の施設の管理について、指定管理者による適切な運営がなされているか。

#### 4 監査の主な実施内容

監査の実施については、あらかじめ対象部局に関係資料の提出を求めて書類調査を行い、その調査内容について監査等課題事項確認書を所属に照会の上、回答を求め、その回答内容について所属別に弁明、見解等の聴取（所属別ヒアリング）を実施した。

また、現地調査による状況確認として、京田辺市健康福祉部社会福祉課所管の前渡資金等現金に係る取扱・管理状況について現地調査を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策（三密回避）として出席者及び時間抑制の上、監査を実施した。

#### 5 監査の実施場所及び日程

##### (1) 監査の実施場所

市役所庁舎 4 階監査委員事務局

市役所庁舎 2 階健康福祉部社会福祉課

##### (2) 監査の日程（実施期間）

令和 4 年 1 0 月 3 日から令和 5 年 3 月 7 日まで

## 第2 監査の結果

監査基準第23条の規定により、監査の結果に関する報告等を次のとおり行う。

### 1 監査の結果に関する報告

#### (1) 総括的事項

監査の結果、監査の対象に係る財務に関する事務の執行については、法令等に基づいておおむね適正に事務処理が行われており、経営に係る事業の管理については、適切な管理が行われていた。

しかし、所属別に、委託等に係る契約手続、物品管理等、債権管理事務及び財務事務手続において一部不適切なものが見受けられた。

これらのことから、次の所属別事項について、健康福祉部内において周知徹底の上、適正な事務執行を行われたい。

#### (2) 所属別事項

##### ア 健康福祉政策推進室

特に指摘すべき事項等はない。

##### イ 社会福祉課

a 随意契約に係る事務処理において、書類作成等事務に一部不備なものが見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。

b 前渡資金に係る精算遅延が一部の事務において見受けられたことから、適切な事務処理を図られたい。

c 補助金交付に係る概算払の処理において、所定の様式による支出手続がなされていないものが一部見受けられたことから、適正な財務事務の執行を行われたい。

d 指定管理料の前金払において、所定の様式による支出手続がなされていないものが一部見受けられたことから、適正な財務事務の執行を行われたい。また、指定管理に係る事務手続において、指定管理先からの提出書類が期日までに提出されていないものが見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。

e 生活保護費返還金、貸付金等の歳入事務において、収入未済金の繰越し

に係る書類作成等事務に一部不備なものが見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。また、督促手数料及び延滞金の徴収に係る書類作成等事務に一部不適切なものが見受けられたことから、適切な事務処理を行われたい。

ウ 障がい福祉課

- a 研修会資料代の支出において、歳出予算科目の理解が不十分なものが見受けられたことから、適正な予算科目からの執行に留意されたい。
- b 市有地占用料の収入において、歳入予算科目の理解が不十分なものが一部見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。

エ 子育て支援課

- a 保険料に係る予算の執行伺については、当該年度の予算措置をもって作成されたい。また、前金払において、所定の様式による支出手続がなされていないものが一部見受けられたことから、適正な財務事務の執行を行われたい。
- b ファミリー・サポート・センター事業に係る業務委託について、委託内容を明確にし、適切な契約事務を行われたい。
- c 施設等賃借に係る長期継続契約の事務において、解除条項等契約事項に一部不備なものが見受けられたことから、適正な契約事務を行われたい。また、当該賃借料に係る支払事務において、支払遅延が見受けられたことから、適切な事務処理を行われたい。

オ 高齢者支援課

- a 業務委託に係る事務処理において、完了検査調書等の重要書類作成等事務に一部不備なものが見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。
- b 業務委託事業について、受託事業者の完了報告書提出遅延により、事業実施の翌年度に完了検査及び予算執行がなされていたことから、同一年度内に予算執行がなされるよう、適切な事務処理を図られたい。また、支出負担行為に係る指定合議漏れが一部見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。

カ 介護保険課

- a 介護保険料の減免に係る事務処理において、適切な決裁・専決区分による処理がなされていないものが一部見受けられたことから、適切な事務処理を行われたい。
- b 財務会計処理における支出事務において、支出負担行為伺書作成事務等に一部不備なものが見受けられたことから、適正な財務事務の執行を行われたい。

キ 健康推進課

- a 業務委託に係る単価契約の事務において、支払遅延や支出負担行為伺書等作成事務等に一部不適切なものが見受けられたことから、適切な事務処理を行われたい。また、当該契約事務手続において、仕様書に定める提出書類の確認等事務に一部不備なものが見受けられたことから、適正な契約事務を行われたい。
- b 随意契約に係る事務処理において、支払遅延や支出負担行為伺書へ記載すべき随意契約に係る適用該当条項の記載漏れ等不適切なものが見受けられたことから、適切な事務処理を行われたい。
- c 業務委託に係る単価契約の事務において、仕様書等契約関係書類作成等事務に一部不備なものが見受けられたことから、適正な契約事務を行われたい。
- d 業務委託において、委託に伴う個人情報取扱事項等契約事項に一部不備なものが見受けられたことから、適正な契約事務を行われたい。
- e 休日応急診療所における医薬品について、在庫管理に係る書類の作成等事務に一部不適切なものが見受けられたことから、適切な在庫管理を行われたい。

## 2 監査の結果に関する報告に添える意見

- (1) 債権管理事務について、不適切なものが一部見受けられた。今後、債権ごとに個別マニュアル等を整備するなど債権の種類に対応した管理方法を確立するとともに、組織的な債権管理の仕組みづくりに取り組み、適切な事務がなされるよう図られたい。
- (2) 契約書、仕様書及び完了届その他の関係書類は、契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認を行う際の基礎となるものであることから、その目的が達せられるよう適正な契約事務を行われたい。
- (3) 長期継続契約は、地方公共団体が債務を負担する行為をするには予算で債務負担行為として定めておかなければならない予算の単年度主義に対し、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる特例を定めたものである。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならないことから、法令等に基づく適正な契約事務を行われたい。

## 3 監査の結果に関する報告に係る勧告

勧告すべき事項はない。